

シーニックバイウェイ「秀逸な道」制度要綱（案）

令	和	2	年	1	1	月	1	3	日
シ	ー	ニ	ッ	ク	バ	イ	ウ	ェ	イ
北	海	道	推	進	協	議	会	決	定

（目的）

第一条 この要綱は、シーニックバイウェイ北海道の一環として、地域の魅力ある道路の景観等を観光資源として活用するため、特定の道路の区間について、景観の維持及び形成、誘客に向けた広報等に特に重点的に取り組むシーニックバイウェイ「秀逸な道」（以下「秀逸な道」という。）の推進に関し必要な事項を定めるものである。

（関係者の連携及び協力）

第二条 シーニックバイウェイ北海道実施要綱（平成28年8月4日シーニックバイウェイ北海道推進協議会決定。以下「実施要綱」という。）第二条第三項に規定する活動団体、実施要綱第三条に規定する推進協議会、実施要綱第十九条第一項に規定するルート運営行政連絡会議、実施要綱第二十七条第一項に規定する協力団体及び機関その他の関係者は、秀逸な道の推進について、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（取組方針）

第三条 実施要綱第二条第二項に規定するルート運営代表者会議は、実施要綱第十八条第一項の指定を受けたルート内の特定の道路の区間を秀逸な道の選定区間又は選定候補区間（以下「選定区間等」という。）として、景観の維持及び形成等を推進しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した取組方針（以下「取組方針」という。）を推進協議会に提出しなければならない。

- 一 選定区間等の位置、延長及び名称
 - 二 選定区間等ごとにおおむね5年以内に実施する取組の方向性
 - 三 その他秀逸な道の推進に関する事項
- 2 ルート運営代表者会議は、前項の取組方針を提出するときは、前項各号について、あらかじめ、選定区間等の道路管理者及び当該区間が存する地域が属する市町村と協議し、同意を得なければならない。
- 3 推進協議会は、第一項により提出された取組方針について、実施要綱第十一条第一項に規定するルート審査委員会の意見を聴いた上で、その内容を審議し認定するものとする。

4 ルート審査委員会は、前項の意見を求められた場合において、選定区間等の別に応じ、取組方針が次の各号に掲げる要件に照らして適当と認められるときは、その旨を推進協議会に通知するものとする。

一 選定区間

- イ 観光資源として活用するために必要となる魅力的な景観等を現に有している道路の区間を含んでいること。
- ロ 提出された取組方針を活動団体が主導的に推進しようとしていること。
- ハ 当該区間が存する地域が属する市町村又はその他の機関によって、観光資源として活用されることが見込まれること。

二 選定候補区間

- イ 取組方針の推進を通じて、観光資源として活用するために必要となる魅力的な景観等を有することが見込まれる道路の区間を含んでいること。
- ロ 提出された取組方針を活動団体が主導的に推進しようとしていること。
- ハ 当該区間が存する地域が属する市町村又はその他の機関によって、観光資源として活用されることが将来的に見込まれること。

5 第一項の選定区間等の延長は、区間ごとにおおむね 20 キロメートルを上限として選定する。

6 選定区間等の数は、一のルートにおいて、原則として、合わせて 2 区間を上限とする。ただし、実施要綱第十八条第三項の規定によるルート運営活動計画が一のルートについて、任意の区域ごとに複数作成されている場合は、その区域数を限度とする。

(次年度の取組計画の報告)

第四条 ルート運営代表者会議は、毎年度、取組方針に基づく次年度の取組計画について推進協議会に報告するものとする。

2 ルート運営代表者会議は、次年度の取組計画を推進協議会に提出しようとするときは、その内容について、あらかじめ、選定区間等の道路管理者と協議し、同意を得なければならない。

(取組状況の報告等)

第五条 ルート運営代表者会議は、毎年度、実施要綱第二十条の報告と合わせて、取組方針の当該年度の推進状況について推進協議会に報告するものとする。

(取組状況の点検)

第六条 ルート運営代表者会議は、実施要綱第二十一条の点検に合わせて、推進協議会及び有識者等による選定区間等の視察、取組方針に係る意見交換や自主

的な点検・改善を行うものとする。

（取組方針の変更）

第七条 ルート運営代表者会議は、取組方針を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、推進協議会に提出し、確認を受けなければならない。

2 第三条第二項から第六項までの規定は、前項の提出及び確認について準用する。

シーニックバイウェイ北海道 「秀逸な道」の試行の取組内容

シーニックバイウェイ北海道推進協議会

令和2年11月13日



シーニックバイウェイ「秀逸な道」の試行の概要



第8期北海道総合開発計画で北海道において目指すこととされた「世界水準」の観光地の形成に向け、地域の魅力ある道路景観の重点的保全及びドライブ観光客等への情報発信に地域と道路管理者の協働で取り組む「秀逸な道」の試行を実施（平成30年4月～）

「秀逸な道」の試行区間の設定

区間

地域（シーニックバイウェイ北海道の指定13ルートの活動団体）からの推薦を踏まえて15区間（148km）を設定

考え方

魅力ある道路景観を有し、地域の活動団体による取組も期待できる箇所

①道路を走って魅力的
（一定の延長の道路区間）



②道路脇の景観が魅力的
（ビューポイント）



③道路自体が魅力的
（道路区間+ビューポイント）



景観の重点的保全

地域 （シーニック活動団体）

- 景観阻害要素のピックアップ
- ビューポイントの除草、除雪
- ゴミゼロ活動 等



連携

道路管理者

- 役割を終えた道路附属物等の集約、撤去
- 除草等の重点実施
- 電線の「見えない化」 等



情報発信

ドライブ観光客等
に紙媒体でPR



道内外のイベント
来訪者等に展示
や対面でPR



国内外の方等に
SNS・WEB・APPで
PR



第8期 北海道総合開発計画（平成28年3月閣議決定）

◆世界水準の観光地の形成

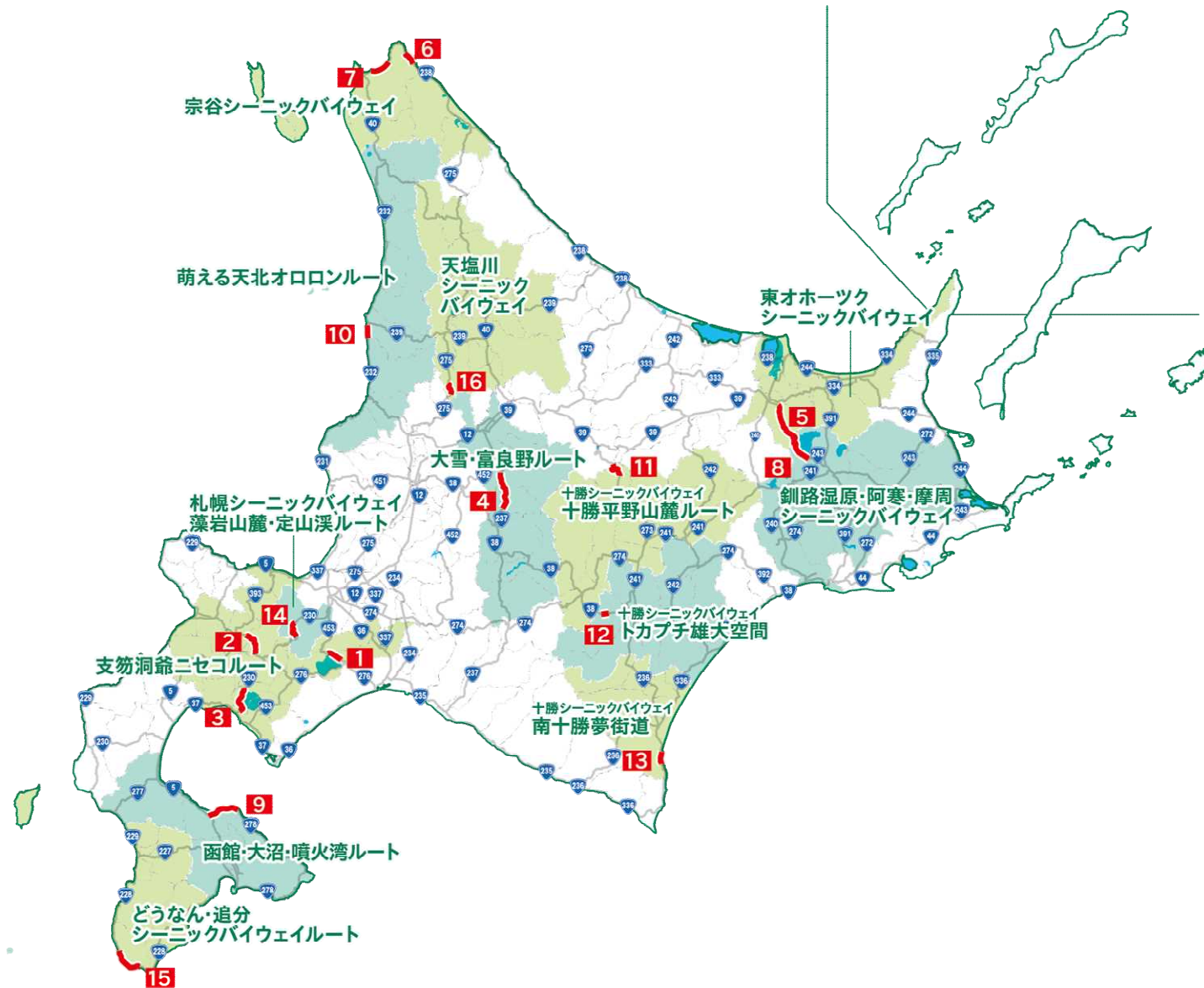
各地域がそれぞれの地域資源を活かして「世界水準」の魅力ある観光地域づくりを進めることが必要である。このため、北海道内各地域における四季折々の自然や景観（中略）等の地域資源を、世界に通用するレベルまで磨き上げる取組を促進する。

地域が主体となって美しい景観づくりなどに取り組んでいる「シーニックバイウェイ北海道」等、北海道の雄大な景観の中での移動そのものも楽しむドライブ観光やサイクルツーリズム等の振興（中略）を促進する。

試行区間



Scenic Byway HOKKAIDO



1 支笏洞爺ニセコルート
ウェルカム北海道エリア



2 支笏洞爺ニセコルート
ニセコ半島エリア



3 支笏洞爺ニセコルート
洞爺湖エリア



4 大雪・富良野ルート



5 東オホーツク
シーニックバイウェイ



6 宗谷シーニックバイウェイ
豊後



7 宗谷シーニックバイウェイ
戸間



8 釧路湿原・阿寒・摩周
シーニックバイウェイ



9 函館・大沼・噴火湾ルート



10 萌える天北オロロンルート

11 十勝シーニックバイウェイ
十勝平野山麓ルート

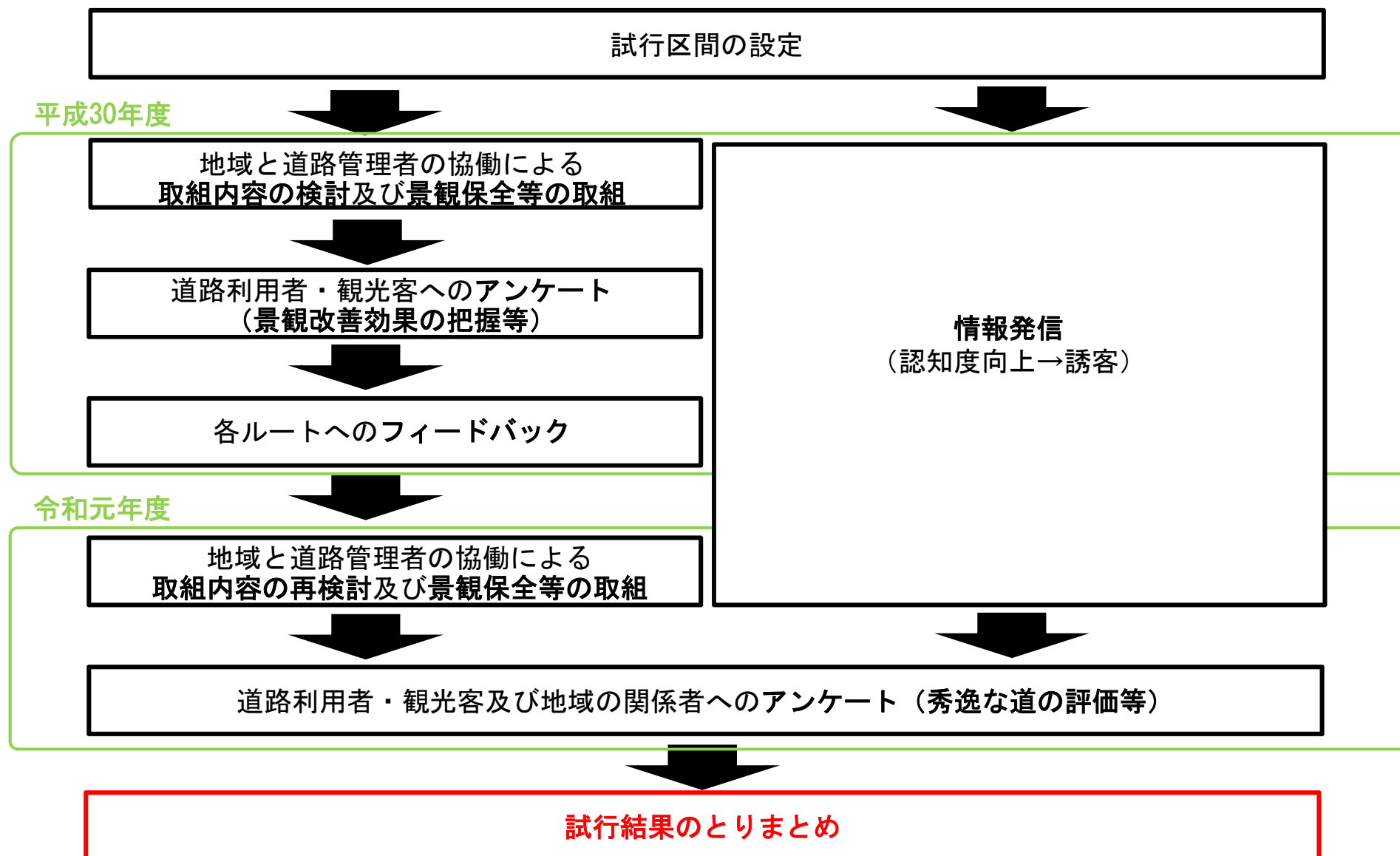
12 十勝シーニックバイウェイ
トカプチ雄大空間

13 十勝シーニックバイウェイ
南十勝夢街道

14 札幌シーニックバイウェイ
藻岩山麓・定山渓ルート

15 どうなん・追分
シーニックバイウェイ

16 天塩川シーニックバイウェイ



各試行区間での取組①



支笏洞爺ニセコルート ウェルカム北海道エリア

試行区間

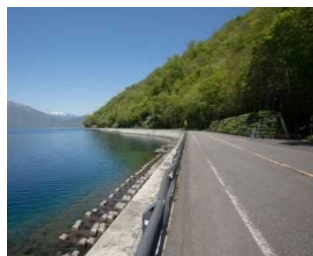
支笏湖ブルーに出会う道

国道453号
千歳市幌美内国林1166林班～
千歳市幌美内国林1174林班
約7.0km



取組例

■区画線の補修



■道路情報板によるシーニックバイウェイの情報発信



■清掃活動



支笏洞爺ニセコルート ニセコ羊蹄エリア

試行区間

羊蹄山と尻別川が与える感動のみち

国道276号
虻田郡京極町春日道道95号交差点～
虻田郡京極町更進467町道京極小学
校交差点
約6.1km



取組例

■舗装の補修



■矢羽根撤去



■除草活動



各試行区間での取組②



支笏洞爺ニセコルート 洞爺湖エリア

試行区間

洞爺湖と火山がおりなすジオなみち

国道230号

虻田郡洞爺湖町香川9番4号～

虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉190

約13.9km



取組例

■雑木枝払い



■標識集約



■清掃活動



大雪・富良野ルート

試行区間

大雪山・十勝岳連邦を美しく見せ、
親しむ道

国道237号

空知郡上富良野町豊郷 道道見沢

美馬線交差点～空知郡上富良野町

島津道道上富良野停車場線交差点

約11.9km



取組例

■クッションドラムの撤去



■駐車帯草刈



■清掃活動



各試行区間での取組③



東オホーツクシーニックバイウェイ

試行区間

白樺並木のウェルカムゲート
国道243号
網走郡美幌町字福住～
国道243号美幌峠頂上
川上郡弟子屈町・網走郡美幌町境界
約16.6km



取組例

■案内標識の集約



■標識集約



■「秀逸な道」PRイベント



宗谷シーニックバイウェイ

試行区間

国道238号
サハリンビューロード
稚内市大字宗谷村字峰岡～
稚内市大字宗谷村字豊岩 約5.0km
宗谷歴史ロード
稚内市大字宗谷村字富磯～
稚内市声聞4丁目 約9.0km



取組例

■門型標識柱の撤去



■区画線の補修



■清掃活動



各試行区間での取組④



釧路湿原・阿寒・摩周シーニックバイウェイ

試行区間

ウィンドオープンルート
～空と湖と畑に囲まれた
心地よい風が吹き抜ける道～
国道243号美幌峠頂上
川上郡弟子屈町・網走郡美幌町境界
～川上郡弟子屈町屈斜路186-3
約18.7km



取組例

■道路標識の集約



■舗装の補修



■駐車帯の清掃活動



函館・大沼・噴火湾ルート

試行区間

噴火湾と駒ヶ岳を望む、彩りの道
国道278号
茅部郡森町砂原3丁目197～
茅部郡森町森川町292
国道5号交差点
約9.8km



取組例

■役目を終えた矢羽根・支柱の撤去



■除草重点化



■花植活動



各試行区間での取組⑤



萌える天北オロロンルート

試行区間

風を感じて走る道
日本海オロロンライン

国道232号
苫前郡苫前町 上平力屋線交差点
～苫前郡苫前町・留萌郡小平町境界
約5.6km



取組例

■道路照明撤去



■区画線補修



■清掃活動



十勝シーニックバイウェイ 十勝平野・山麓ルート

試行区間

雄大な自然景観を守りながら
地域と観光客にも魅力ある道

国道273号
河東郡上士幌町三股
三国峠車両転回場
～河東郡上士幌町三股 三股駐車場
約10.3km



取組例

■矢羽根撤去、誘導標代用



■路肩及び車道の舗装補修



■除草活動



各試行区間での取組⑥



十勝シーニックバイウェイトカプチ雄大空間

試行区間

農村景観と都市景観が調和した
都市部ならではの道

国道38号

上川郡清水町字御影45-1

御影7号停車帯

～河東郡芽室町東芽室基線 美生橋
約9.6km



取組例

■縁石の補修



■中央分離帯の除草



■歩道の除草活動



十勝シーニックバイウェイ 南十勝夢街道

試行区間

海岸線に続く美しい覆道景観と
歴史ある黄金道路を活かした道

国道336号

広尾郡広尾町字オリコマナイ

音調津橋～

広尾郡広尾町字会所前1丁目

広尾橋駐車場

約6.8km



取組例

■標識柱の撤去



■歩道用防護柵の修繕



■交通安全旗の配置見直し



各試行区間での取組⑦



札幌シーニックバイウェイ 藻岩山麓・定山溪ルート

試行区間

100年後の未来へ残す機能的デザインロード
～定山溪温泉と札幌の水がめの歴史を紡ぐ道～

国道230号
札幌市南区定山溪国有林21林班
～札幌市南区定山溪国有林72林班
約5.4km



取組例

■防護柵の更新



■矢羽根撤去



■花植活動



どうなん追分シーニックバイウェイルート

試行区間

汐風薫るいにしえの道

国道228号
松前郡松前町松城 松城橋～
松前郡松前町札前 札前漁港
約9.5km



取組例

■標識集約化・区画線補修



■道路情報板への表示



■清掃活動



天塩川シーニックバイウェイ

試行区間

そば畑の風景を観光資源とする
美しい道づくり

国道275号
雨竜郡幌加内町下幌加内
町道5号線交差点
～雨竜郡幌加内町新新生
道道旭川幌加内線交差点
約2.8km



取組例

■ 標識集約



■ 区画線補修



■ 駐車場の除草活動



情報発信の取組概要



シーニックバイウェイ推進協議会等の関係機関が連携し、国内外の北海道に関心を持つ方などを対象に、「秀逸な道」の魅力的な景観について情報発信することにより、「シーニックバイウェイ北海道」及び「秀逸な道」試行区間の認知度の向上及び訪問意欲の醸成（「行ってみたい」）を推進

「秀逸な道」近くの道の駅等

「秀逸な道」周辺を実際に訪問しているドライブ観光客等を対象に、紙媒体を用いて「秀逸な道」をPR



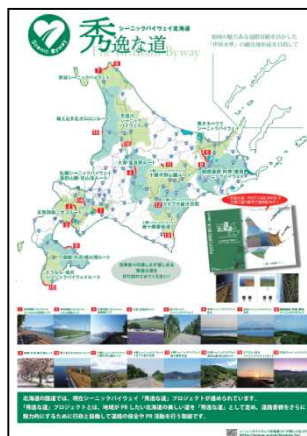
道内外のイベント

首都圏における北海道関連イベントの来訪者等を対象に、展示や対面でのコミュニケーションにより「秀逸な道」をPR



SNS・WEB・APP

北海道に興味を持つ国内外の方等を対象に、SNS・WEB・APPに用いて「秀逸な道」をPR



情報発信①「秀逸な道」周辺の道の駅等におけるプロモーション



「秀逸な道」周辺を実際に訪問しているドライブ観光客等を対象に、紙媒体を用いて「秀逸な道」をPR（アンケートと合わせて実施）

アンケート実施時にチラシを配布

15箇所で合計560人に配布



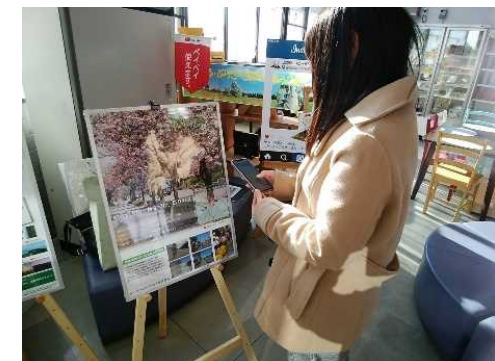
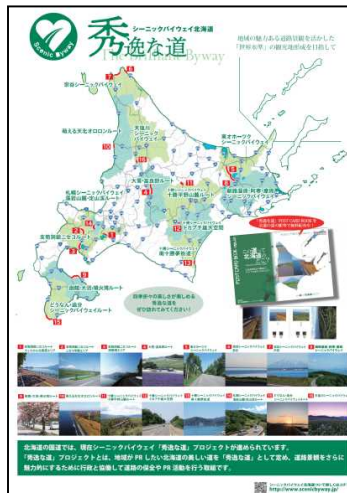
ポストカードブックの配布

道の駅125箇所・レンタカー店舗30箇所等に10,000部設置



ポスターの展示

「秀逸な道」周辺の15箇所の道の駅と支笏湖ビジターセンターで展示



情報発信②道内外でのイベント等におけるプロモーション



首都圏における北海道関連イベントの来訪者等を対象に、展示や対面でのコミュニケーションにより「秀逸な道」をPR

札幌地下歩行空間(チ・カ・ホ)におけるPRイベント



池袋サンシャインにおけるイベント(北海道物産展)でのPR



日本風景街道大学 ニセコ羊蹄キャンパスにおけるPR



道の駅スタンプラリー帳2019を活用したPR

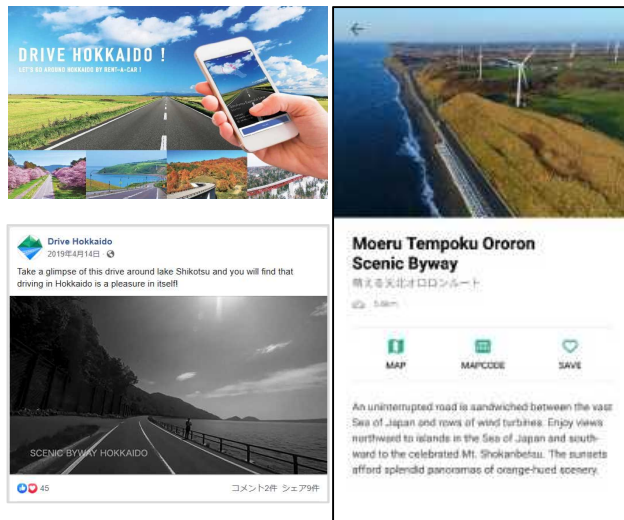


情報発信③SNS・WEB・APPを活用したプロモーション



北海道に興味を持つ国内外の方等を対象に、SNS・WEB・APPに用いて「秀逸な道」をPR

Drive Hokkaido! (APP・WEB・SNS)



外国人による
APP・WEB合計1,400回以上閲覧
（「秀逸な道」のみ）

Drive Hokkaido!・・・
北海道開発局と株式会社ナビタイムジャパンとの
協定に基づく連携により、スマートフォン用アプリ
ケーション、WEBページ及びSNSを用いて、北
海道内地方部の魅力的な観光資源等の情報を
多言語（英語、中国語（繁体字）、韓国語）で発信
APPダウンロード数 累計約3万回
FBフォロワー数 約13万人

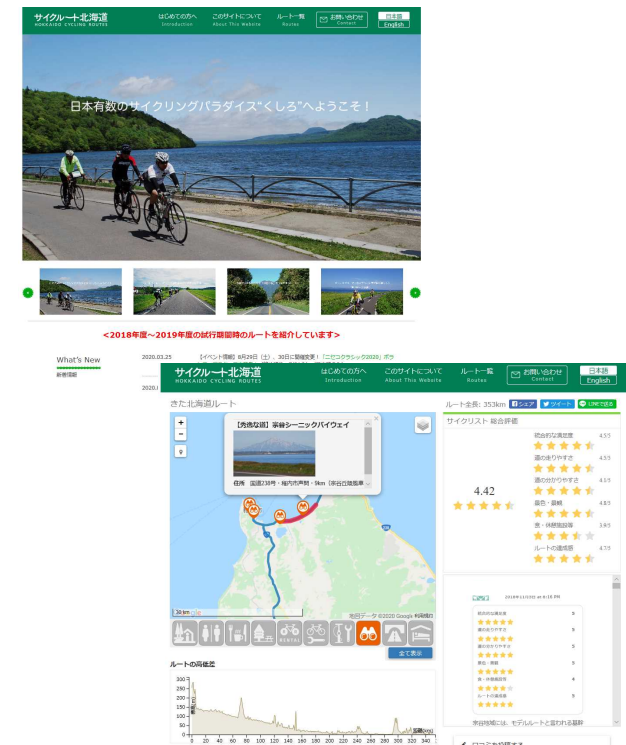
道の駅GO (APP)



100回以上閲覧
（シーニックバイウェイ
ドライブ情報発信数）

道の駅GO・・・
スマートフォン用アプリケーションで進行方向
案内、エゾシカ飛び出し注意情報、シーニック
バイウェイ北海道情報を多言語（日本語、英
語、韓国語、中国語（繁体字））で提供。道の
駅スタンプラリー機能も付与。
ダウンロード数 累計約1.2万回

サイクルート北海道 (WEB)



サイクルート北海道・・・
サイクルーツリズムの推進のため、ルート、休
憩施設等の情報を提供し、サイクリストから評
価・意見を投稿可能なコミュニケーションサイ
ト。地域の魅力的な情報を発信するために、
コミュニケーションサイトに「秀逸な道」などの
リンクを追加。

シーニックバイウェイ北海道 「秀逸な道」の試行の評価

シーニックバイウェイ北海道推進協議会

令和2年11月13日



道路利用者へのアンケート結果

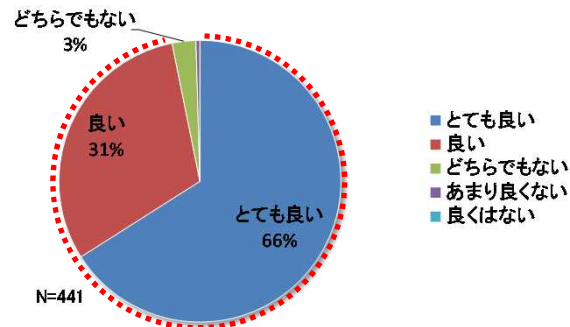


Scenic Byway HOKKAIDO

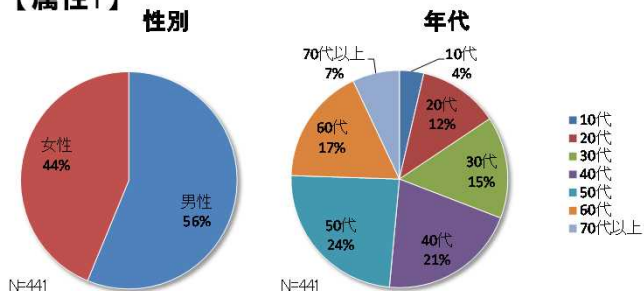
「秀逸な道」の試行の総合的な評価

○本取組について利用者アンケートで「とても良い」「良い」が約97%と高評価。自由意見でもシーニックバイウェイへの期待の声も確認

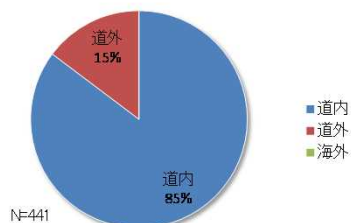
道路管理者と地域の活動団体が協働して道路の景観改善をする「秀逸な道」の取り組みについて、あなたはどのように思いますか。



【属性1】



居住地



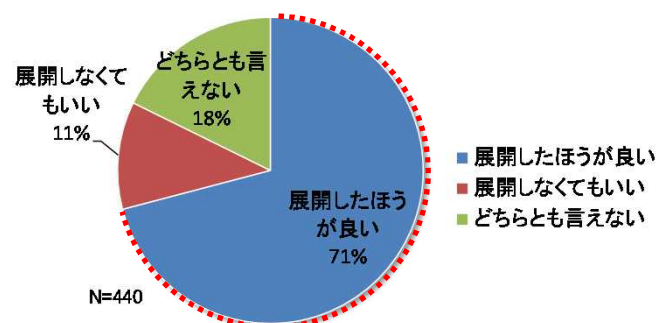
「秀逸な道」の取り組みについてご意見等がございましたら、ご自由にご記入ください。

- ・地域の人をまき込んで広がってほしい。(30代・男性)
- ・アプリで現地に行くとスタンプがもらえたりイベントがあると楽しい。(50代・女性)
- ・初めて聞いて良い取り組みだと思うので続けてほしい。(50代・女性)
- ・TV(タカトシ・出川さんのバイクなど)活用、SNSで拡散しては？いろいろな看板やHPを作っても、興味を持ってもらわないことには見えてもらえないので。(30代・男性)
- ・観光の人に札幌以外に足を運ばせる工夫、車を使わせる工夫を。レンタカーとセットで押すと通ってもらえるかも。発着別の土地にするとかいいかも(着千歳・発旭川など)。(30代・男性)
- ・いいと思います。観光の方が北海道の道路と景色が感動的だったと思ってもらえると道民としてうれしいので。(30代・女性)
- ・シーニックバイウェイ北海道のポストカードに載っているQRコードは色々な情報が載っていて良いと思う。(40代・男性)
- ・いいと思います。電柱と電線がないと写真撮る時うれしい。(50代・男性)
- ・皆さんに北海道を知っていただくきっかけにもなるので、ぜひ展開して欲しい。(60代・女性)
- ・看板立てたほうが良い、もっと観光客に広く伝えたら良い(70代・男性)
- ・ポスターを目にしたことはあるが、ちゃんと内容を知らなかった。良い取り組みだと思うので、もっとPRした方が良い。(40代・男性)
- ・北海道の魅力を深められる素晴らしい取り組みだと思う。もっとポスターが目を引きように写真を加工したり、工夫が必要では？QRコードも含め説明を受けないと、イマイチ意図が伝わらず、ただ流して見るだけで終わってしまう。素晴らしい取り組みなのにあまり知られていないのでは残念。(30代・男性)
- ・観光客やよくドライブをする人にはとても良いと思うし、町おこしにもつながるのではないかと思いますので、北海道全体で広く展開して欲しい。もっと目立つポスターにして、目を引くような工夫が必要と思う。(40代・女性)
- ・アプリでスタンプラリーのようにチェックしていくと何かプレゼントをすると良い。QRでSNSと連携させるともっと広がる。(20代・男性)
- ・地域にお金がかかる取り組みをすると良い。既存のアプリと連携すると良い。(20代・女性)
- ・いろいろ充実すると利用するので今後も取り組んでほしい。(20代・女性)
- ・きれいにしてほしいので取り組みを進めてほしい。(60代・女性)
- ・地域住民が理解しやすい取り組みを継続することが大切だと思う。(30代・男性)
- ・レンタカーを利用する外国人向けのシンプルな案内など。(30代・男性)
- ・今後、日本全体が世界的にも秀逸な道といわれるよう、シーニックバイウェイを広げて欲しいです。(40代・女性)

取組区間の設定

○利用者アンケートでは7割が「国道以外にも展開した方が良い」と回答し、具体的に推薦したい道も多数挙げられた。

■ 現状では「秀逸な道」の取組は国道区間のみで実施していますが、今後は国道以外でも展開したほうが良いと思いますか。



静内二十間道路(北海道遺産HP)



漁火通りから見える函館山
(はこだてフィルムコミッションHP)

■ あなたが推薦したい道路景観の美しい区間があれば教えてください。

- ・静内二十間道路(50代・男性)
- ・江差の海岸線(70代・男性)
- ・北斗市の清八陣屋 R228～R227に抜ける通り(50代・男性)
- ・漁火通(函館)(30代・女性)
- ・北竜町ひまわり畑(20代・男性)
- ・積丹全域(40代・男性)
- ・十勝千年の森周辺(30代・女性)
- ・美瑛の北西地区(30代・男性)
- ・十勝岳温泉への道(30代・男性)
- ・阿寒湖や摩周湖をめぐる道路(50代・女性)
- ・黄金道路や天馬街道など(40代・女性)
- ・利尻富士が見える天塩と稚内の間(50代・男性)
- ・釧路湿原や道東の湖(70代・男性)
- ・天に続く道(60代・男性)
- ・日高の馬を見れる道(60代・男性)
- ・道道106号(静内天塩線)の直線道路(60代・男性)
- ・国道336から多目的航空公園までの道、何もない所から突然ドデカイ建物・滑走路(30代・男性)
- ・伏古川沿いの藤の並木道(40代・女性)
- ・しろたい牧場(40代・男性)
- ・知床横断道路などの自然豊かな道路(60代・女性)

など

道路利用者へのアンケート結果



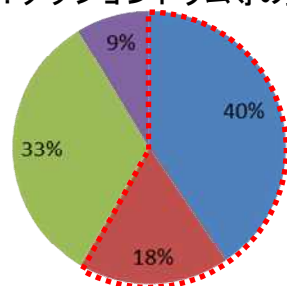
Scenic Byway HOKKAIDO

景観保全の取組

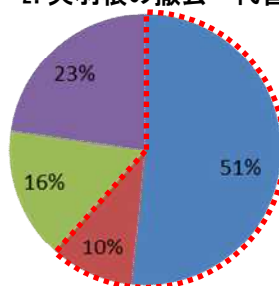
○利用者アンケートでは今回試行のいずれの方策も半数以上が「景観が良くなる」又は「景観が少し良くなる」と回答しており、特に電線・電柱の见えない化、駐車帯・シーニックデッキの整備・改善、舗装の補修及びゴミ拾いへの期待が大きいことを把握

- ① 景観がとてもよくなった（効果・大）
- ② 景観が少しよくなった（効果・小）
- ③ 景観はあまり変わらない（効果なし）
- ④ その他（自由回答）

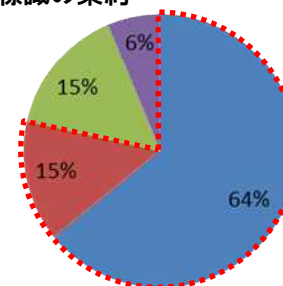
1. クッションドラム等の撤去



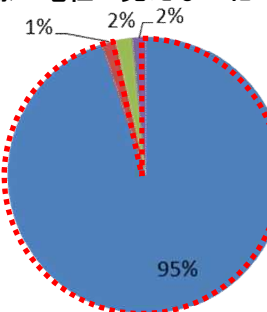
2. 矢羽根の撤去・代替



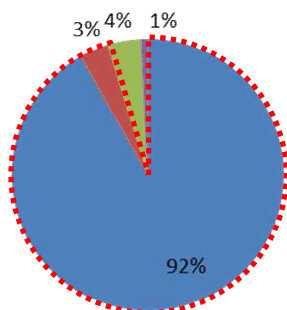
3. 標識の集約



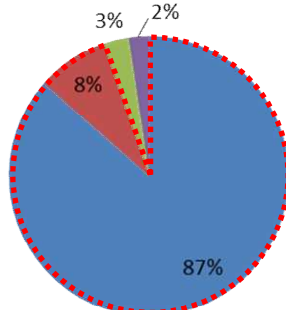
4. 電線・電柱の见えない化



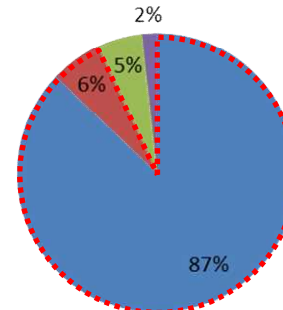
5. 駐車帯・シーニックデッキの整備・改善



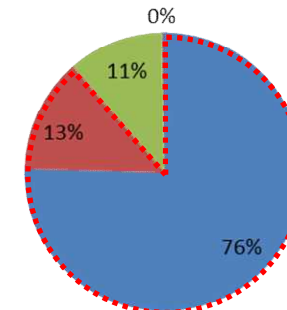
6. 舗装の補修



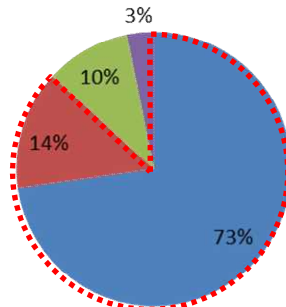
7. 区画線の補修



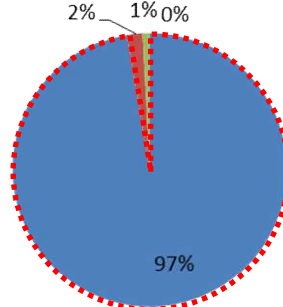
8. 雑草の除草



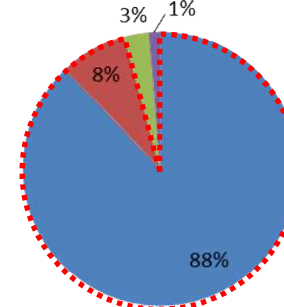
9. 路面清掃



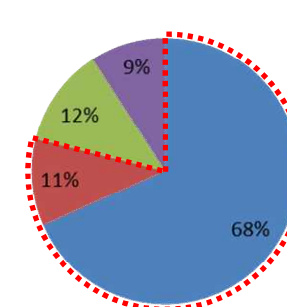
10. ゴミ拾い



11. 花植え



12. 門型標識柱の撤去



N=560

道路利用者へのアンケート結果

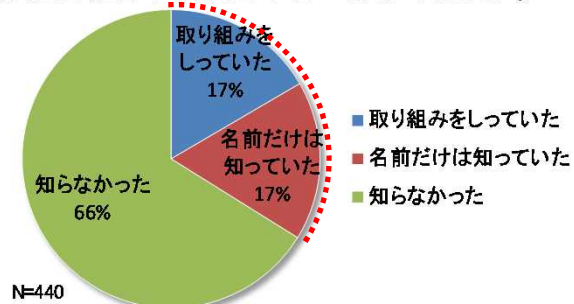


Scenic Byway HOKKAIDO

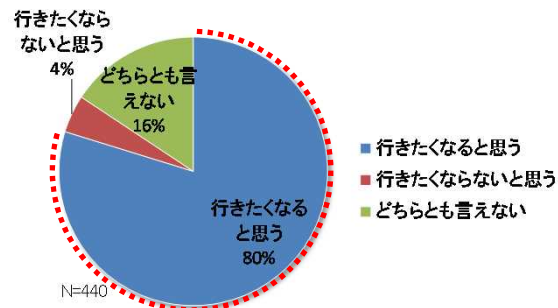
情報発信の取組

○利用者アンケートで「秀逸な道」の認知度は約34%。道の駅へ設置を試行したポスターを見ることで「行きたくなると思う」が約8割、さらにQRコードを活用した位置情報の提供は「有効」が約7割と高評価。また、旅行の際に参考にするメディアはTV、WEBサイト、情報誌が多い。

あなたはシーニックバイウェイ北海道「秀逸な道」の取り組みをご存じでしたか。



今回こちらの施設に展示しているようなポスターを見ることで、その「秀逸な道」に行きたくなると思いますか。

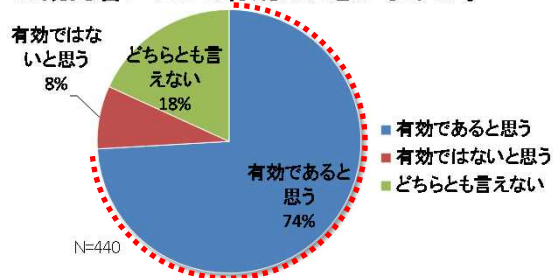


QRコード

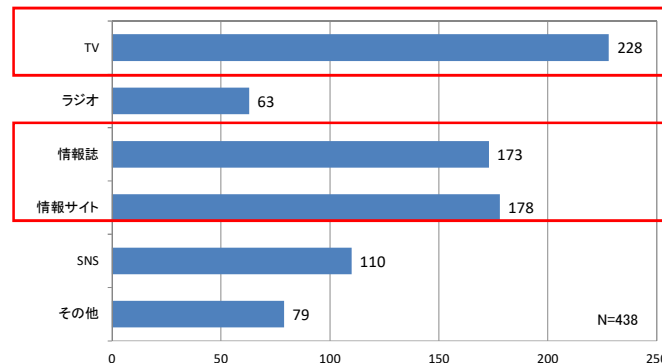
スマホの画面



こちらの施設に展示しているポスターの中に表示しているQRコード(地図情報サイトにアクセス)で、「秀逸な道」の区間に案内することは観光客にとって有効だと思いますか。



あなたが普段ご旅行へ行かれる際に参考にするものは何ですか。(複数回答)



「秀逸な道」の試行の総合的な評価

○地域の関係者からは「道に名前をつけることが愛着につながることに気付けた」「地域内でこの区間を活かそうという気になり始めている。ルートへのアイデンティティは育まれるような動き出したと思う」など活動対象(道)が具体化したことで愛着が醸成されつつあることを把握

【地域活動団体】

「秀逸な道」の取組みを進めて良かった点について
地域再発見の契機になる 見てほしいところを提案することはいい事で、ターゲットをしぼりやすい。道路を通じ、景観ポイントに強弱をつけることで円滑な人の流れを期待できる。区画線の補修があったことで道が綺麗に見え、周りの景観への改善効果となっていた。 改めて、道に名前をつけることが愛着につながることに気付けた。関わる人が多ければ多いほど愛称は生きてくるので、地域の人から認知度の向上に取り組んでいき、地元の人たちにとっての「自分の道」にしていく機運を醸成していきたいです。 ・民間事業者や民間団体との情報共有のなかで道路管理の側面と道路観光の発信の側面と利用者目線での課題解決に向けた協働、地域の隠れた魅力の発掘など、メリットばかりである。 ・地域と道路管理者が密に話し合いや連携が取れたのがよかった。
各媒体等で紹介してもらえるため良いと思う。 道路付帯施設の改善など、景観が改善されており、良いと思っています。 クッションドラムの撤去や警戒標識の撤去等、確実に景観が良くなり改善されていっている点。 道路協働事業の中でルートの皆さんと一緒に考え、道路維持事業者の方にも意見を求めて矢羽根を撤去し、スノーポールに変更出来たことは良かったと思います。 今まで注目されなかった国道が、こういうきっかけで注目され観光にも発展することは歓迎する。 国道243のカントリーサインがパラグライダーから白樺に変更となった事 まだまだ、意識を広げる必要はあるものの、地域内で、この区間を活かそうという気になり始めている。ルートへのアイデンティティは育まれるような動き出したと思う。 地元の方は、いつも使っている道路としか感じていないのが、秀逸ということに再発見してくれた。道が観光スポットになり地域のコンテンツとしてレベルアップしている。

ルート関係者へのアンケート結果



Scenic Byway HOKKAIDO

取組区間の設定

○地域の関係者は1区間を除き全ての方が「区間の長さはちょうどよい」と回答。

【「秀逸な道」の区間の長さについて】

ルート名	区間延長が長い	区間延長はちょうど良い	区間延長が短い
支笏洞爺ニセコルート ウェルカム北海道エリア	-	○	-
支笏洞爺ニセコルート ニセコ羊蹄エリア	-	○	-
支笏洞爺ニセコルート 洞爺湖エリア	-	○	-
大雪・富良野ルート	-	○	-
東オホーツクシーニックバイウェイ	-	○	-
宗谷シーニックバイウェイ(豊岩)	-	○	-
宗谷シーニックバイウェイ(声間)	-	○	-
釧路湿原・阿寒・摩周シーニックバイウェイ	-	○	-
函館・大沼・噴火湾ルート	-	○	-
萌える天北オロロンルート	-	○	-
十勝シーニックバイウェイ 十勝平野山麓ルート	-	○	-
十勝シーニックバイウェイ トカプチ雄大空間	-	○	-
十勝シーニックバイウェイ 南十勝夢街道	-	○	-
札幌シーニックバイウェイ 藻岩山麓・定山溪ルート	-	○	-
どうなん・追分シーニックバイウェイルート	-	-	○
天塩川シーニックバイウェイ	-	○	-
合計	-	15	1

<区間延長はちょうど良いと感じられた理由>

◆三豊トンネルのトンネルを抜けて湖の景色が広がり、道の駅とうや湖で湖とお別れする。途中いくつもの火山との織りなす景観が切り取られたかのように開始完結されること。思わず立ち寄りたくなるポイントが数カ所適度な間隔で存在すること・その区間はどこからでも羊蹄山が見られ尻別川とのコントラストが何とも云えない・支笏湖を身近に感じられる区間である。(支笏洞爺ニセコルート 3エリア)

◆各ルートやエリアによって、適切な区間があると思われる。起終点の設定(コンセプト等と連動する)や地方道への展開なども含めた区間設定になるとより良いのでは。(支笏洞爺ニセコルート 洞爺湖エリア)

◆ポイントを決めインパクトのある案内で拡大する方が伝えやすい(大雪・富良野ルート)

◆ドライブ時間として1時間以内のコース設定なので

(東

<区間延長はちょうど良いと感じられた理由>

◆下り車線で、サハリンを望むポイントは少ししかないので丁度良い。声間:前後は景観を遮る建物等があるから、GoodPointな距離。(宗谷シーニックバイウェイ:豊岩)

◆建物が無く、宗谷らしい景観が見られるので。(宗谷シーニックバイウェイ:声間)

◆ある程度の長さがあった方が、改善点も多く、一連で改善できるので。(釧路湿原・阿寒・摩周シーニックバイウェイ)

◆本ルート所在地の森町は平成17年に森町と旧砂原町が合併してできた新設町であることから、旧森地区と旧砂原地区にまたがる区間延長となっている現在の区間設定が2地区の一体感を醸成しやすい(函館・大沼・噴火湾ルート)

◆特徴ある景色・景観が保たれている区間として選定し、距離の長短はその区間は一概には測れないと思います。(萌える天北オロロンルート)

◆自動車走行で「秀逸な道」を理解しながら走行できる最適な距離と思われるため(十勝平野・山麓ルート)

◆①芽室坂と日高山脈②都市景観③農村景観の3点を順に感じられる点で丁度良いと感じた。(トカプチ雄大空間)

◆札幌より40分ぐらいだから(札幌シーニックバイウェイ藻岩山麓・定山溪ルート)

<区間延長が短いと感じられた理由>

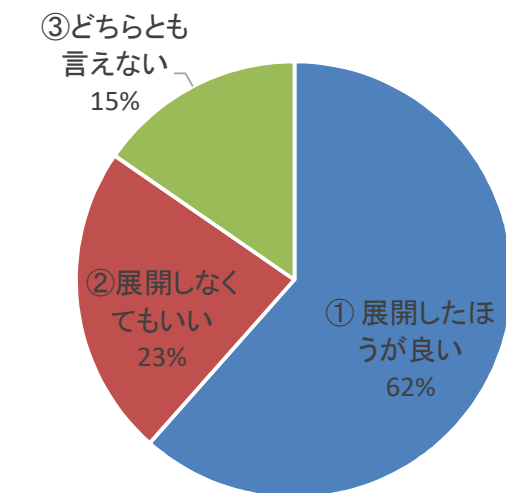
◆秀逸な道区間が現在9.5kmで重要スポットが2つ入っているが、白神岬を入れて3ヶ所の重要スポットをいれた白神から館浜の区間を希望したため、約15km区間としたい。(どうなん・追分シーニックバイウェイルート)

取組区間の設定

○また、地域関係者の約6割が「国道以外にも展開した方が良い」と回答した。

【「秀逸な道」の展開について】

【地域活動団体】



理由

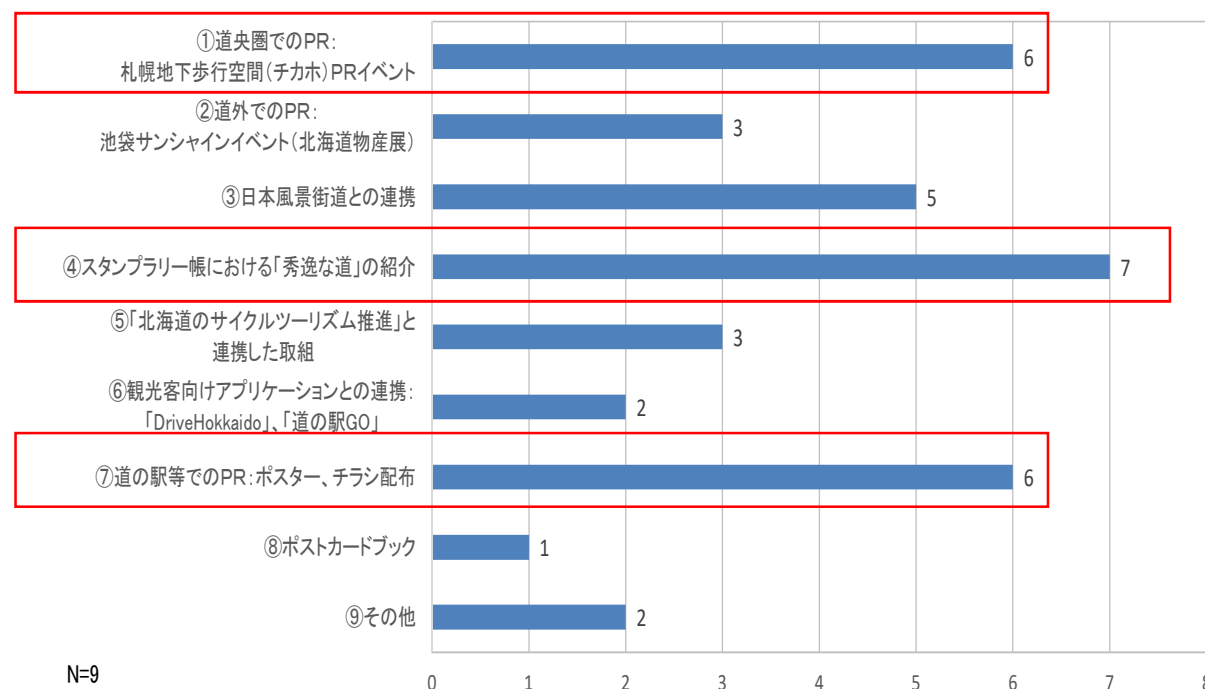
まず国道の周知から。
初めは国道だけでも良いと思う。道道・町道になると管轄が変わり、責任問題でお客様がたらい回しになる恐れがある。体制が出来てからで良いと思う。
情報提供は行っただけで地域の要望を前提とするべき。意欲のない地域、住民であれば長続きしない。
利用者にとって道路はひとつ。道路管理者間の垣根を取り払うことで、道路本来の魅力が向上する。また、新たに設定してくれることで、道路を利用する人は、いい景色を堪能できる。この取組を継続させてほしい。
道は国道に限らずあらゆる道を通して発信すべき。
美しい道が必ずしも国道だけとも限らないし、国道から入った(接する)市町村道も美しい道もあるため。
当初の第一候補が国道ではなかった(道道)だったので。
現在展開している箇所以外にもよい景観の道は沢山あるのでお勧めする側としては沢山観光客に知ってほしい。
道道・市町村道でも紹介したい道があるため
観光を考える時、国道以外の道路で景観の良いポイントがある。
まだ「秀逸な道」の認識が低いので、まずは国道からで良い。
そのルートの中で必然性があると判断すれば、道道でも市町村道でも良いと思いますが、仕組み上、それによって事業が展開しづらくなるのであれば、無理に入れる必要はないと考えます。また、道・市町村のマインドレベルを同じくしないと意味がないのではないかと考えます。
秀逸な道の一定基準が必要だと思います。(ガチガチではなく)道道・市道・農道など各所に景観の良い道や景観があるし、そこにいくには国道が大事な役割をするし活用される。

情報発信の取組

○地域の関係者からは道央圏でのPRイベント、道の駅スタンプラリーとの連携、道の駅等でのポスター・チラシ設置への期待を把握

【「秀逸な道」の情報発信について】

【地域活動団体】



<その他の意見>

- ・既存の周遊企画等の立ち寄り地に設定する
- ・レンタカー会社との連携(チラシ、ノベルティ配布、キャンペーン実施) 地元への周知、意識啓発
- ・空港周辺のレンタカーなどでのPR、ホテルのエントランスや展示ブースなどでのPR
- ・TVのCM など

これまでのルート代表者会議での意見



Scenic Byway HOKKAIDO

- 試行期間を経て、道路に対する意識は高まった。
- 今後、道路管理者も含め道路に関わる企業等とアイデアを出し合える機会がほしい。秀逸な道として区間を指定することは良いと思う。人口が少ない町としては道路に関わってくれる方に関わりたいと考えているので、「秀逸な道」の取組みは起爆剤となっていと思う。
- （エリアが広いルートについては）秀逸な道の1ルート当たりあたりの区間数について、面積や道路延長とのバランスについて配慮することが望ましい。

- 「秀逸な道」の区間だけではなく全道の国道で除草を増やしていくべき。
- 鹿追～然別湖の区間には、標識1つなければ景色が良くなりいい写真が撮れ、「秀逸な道」といえる場所がある。
- 北海道や市町村にも呼びかけていかなければならないと思う。全体を見ながら国と北海道とで道路を一緒に綺麗にしようと取り組んでいかなければならないと感じる。

- 道路沿道にゴミが袋のまま捨ててある光景をよく見かける。モラルを問いかける、ゴミを捨てさせないようにするための活動が重要。維持管理者だけでなく各ルートも含めて一緒にPRしていくことが必要。

- 「世界水準の観光地」と謳っているが、道路が綺麗になっただけでは変わらない。今の「秀逸な道」の取組みでは、その場に行ってみたいと感じさせるまではいけないと思う。例えばトマムの雲海は見るためにそこに行く。そこから見える景色をどうやって見せるかが大事で、本来はそういう話をしていないのではないかと。見せ方まで含めて検討していかなければ「世界水準」にはならないのではないかと。

- 矢羽根、クッションドラム等の道路付属物の撤去は、安全面での考慮が必要。撤去できない施設であれば、美しいデザインにするよう形状等の工夫が重要。
- 「天に続く道」は、とても有名なスポットになった。知床へ向かう国道の混雑が酷いため代替路として案内していた。本ルート発足当時の代表がこの道を選んで命名して地図に載せた。有名になり訪れる人が多くなったのは嬉しいが、施設整備や管理が追い付かない上、市町村には予算がないため小さな駐車帯も整備できないという点も考慮しなければならない。
- 景観を一つの資源として、地域づくりの取組みの一つとして取り上げることは良いと思う。

- 秀逸な道の定義の中で「観光」が取り上げられているが、歴史的なものも重要。歴史ある道路も大事にしたい。道路整備の経緯や歴史も含めて若い人にも知ってもらいたいという思いもある。

- 「秀逸な道」について個人的にはこれまであまり参加してこなかったが、ここ1年で話を聞くことが多くなった。ルートとしてもっと真剣に取り組むべきだった。
- 芽室町を通る国道38号は「秀逸な道」の試行区間に指定されているが、町役場の方もあまり理解していないように感じる。町担当者にも密度を濃く話し合ってもらいたいし、自分も今後活動に参加していきたいと思う。
- 他のルートにも綺麗な道があるので、SNSでハッシュタグをつけるなどして、美しい景観をどんどん発信してほしい。

■『秀逸な道』の基本的な考え方について

- 「道路」だけで「観光の目的地」になるわけではない。
- 利用者目線での「分かりやすさ」を意識しつつ、シーニックバイウェイを認知させること、それによる地域の観光振興をゴールとして「秀逸な道」に取り組む必要がある。
- 誰もが走って良いと思う区間を選ぶという観点も必要。

■『秀逸な道』の評価手法について

- 分かりやすい、シンプルな評価手法であることを意識する必要がある。順番は付けなくてもよい。
- 評価手法の事例等で、口コミを活かしたWEBサイトの事例は参考にすることが望ましい。

■『秀逸な道』の情報発信について

- 現地でどこが秀逸な道なのか分かる仕組みが必要。
- 道の駅、空港等で容易に「秀逸な道」に関する情報を入手できることが重要。
- 情報発信についてはSNSも活用すべき。消費者が行動選択する際に特に口コミは大きな要素になっている。

■道道・市町村道への展開について

- 今後は「ジェットコースターの道」など、国道だけではなく、地域の道路での展開も必要ではないか。

シーニックバイウェイ「秀逸な道」の試行のまとめ



Scenic Byway HOKKAIDO

「秀逸な道」の試行の総合的な評価

- 本取組について利用者アンケートで「とても良い」「良い」が約97%と高評価。自由意見でもシーニックバイウェイへの期待の声も確認
- 地域の関係者からは「道に名前をつけることが愛着につながることに気付けた」「地域内でこの区間を活かそうという気になり始めている。ルートへのアイデンティティは育まれるような動き出したと思う」など活動対象(道)が具体化したことで愛着が醸成されつつあることを把握

「秀逸な道」の試行は道路利用者にも地域の活動団体にも高評価であるため必要な見直しのうえ本格的に展開

取組区間の設定

- 利用者アンケートでは7割が「国道以外にも展開した方が良い」と回答し、具体的に推薦したい道も多数挙げられた。
- 地域の関係者は1区間を除き全ての方が「区間の長さはちょうどよい」と回答。改善すべき点として、区間の見直しの希望や設定プロセスの周知の徹底に係る意見も一部の区間で見られた。また、約6割が「国道以外にも展開した方が良い」と回答した。

試行区間の設定は概ね適切だったが、一部区間で見直しの希望があること、道路利用者・地域の活動団体ともに国道以外にも展開した方が良いという意向であることを踏まえ、設定の考え方を再整理のうえ各ルートで「秀逸な道」区間を改めて設定

景観保全の取組

- 利用者アンケートでは今回試行のいずれの方策も半数以上が「景観が良くなる」又は「景観が少し良くなる」と回答しており、特に電線・電柱の見えない化、駐車帯・シーニックデッキの整備・改善、舗装の補修及びゴミ拾いへの期待が大きいことを把握
- 地域の関係者からは役割を終えた道路附属物等の集約、撤去により景観が改善しているという実感の声が寄せられた一方、試行では計画したが実施に至っていない取組や地域と道路管理者が協働でさらに検討を進めるべき点も存在

見直し後の「秀逸な道」区間について取組内容を再整理のうえ地域と道路管理者の協働により取組を推進

情報発信の取組

- 利用者アンケートで「秀逸な道」の認知度は約34%。道の駅へ設置を試行したポスターを見ることで「行きたくなると思う」が約8割、さらにQRコードを活用した位置情報の提供は「有効」が約7割と高評価。また、旅行の際に参考にするメディアはTV、WEBサイト、情報誌が多い。
- 地域の関係者からは道央圏でのPRイベント、道の駅スタンプラリーとの連携、道の駅等でのポスター・チラシ設置への期待を把握

道路利用者・地域の活動団体ともに期待が大きい札幌圏からの誘客や道の駅等を拠点とした立ち寄り促進を推進するとともに、デジタルメディアの活用等による認知度の向上も重要

シーニックバイウェイ「秀逸な道」 の運用について（案）

シーニックバイウェイ北海道推進協議会

令和2年11月13日



シーニックバイウェイ「秀逸な道」の基本的な方針(案)



基本的な方針

Scenic Byway HOKKAIDO

必要な見直しのうえ本格的に展開

＜本格実施における取組開始までの流れ(案)＞

評価の結果を踏まえて、本格実施にあたっての区間の設定の考え方、
取組の方針(景観保全及び情報発信)、進捗管理・点検の方法等を検討



「秀逸な道」の制度化
(シーニックバイウェイ北海道推進協議会による「秀逸な道」制度要綱の策定)



各ルートにおける「選定区間」と「取組方針」の検討【第三条第一項】



シーニックバイウェイ北海道推進協議会による「選定区間」と「取組方針」の認定
(ルート審査委員会の事前確認)【第三条第三項】



毎年度の計画に基づく取組【第四条第一項】
(各ルートにおける地域と道路管理者の協働の取組等)【第四条第二項】



「取組方針」の進捗管理(毎年)と点検(5年を目安にルート運営活動の点検と合わせて)
【第五条第一項】【第六条第一項】

区間設定の考え方1／2(案)



Scenic Byway HOKKAIDO

観点

道路そのものが観光資源となることにふさわしい**魅力ある道路景観を有する区間**

- 選定にあたっては、地域の活動団体及び道路管理者による取組が期待できる区間であることにも配慮すべきであるが、「秀逸な道」の取組趣旨に鑑み、魅力ある道路景観を有する区間を選定のうえ、当該区間のさらなる魅力の向上等のために地域と道路管理者が協働で取り組むべき内容を検討することが基本【**第二条第一項**】
- 「観光資源となることにふさわしい」とは、道路景観の魅力の程度が大きいこと【**第三条第四項第一号イ**】に加え、地域の関係者が観光客の来訪を期待する区間であることが必要【**第三条第四項第一号ロ・ハ**】

プロセス

推進協議会に**ルート運営代表者会議が道路管理者及び市町村と協議のうえ提出**(推進協議会が認定)

- ルート運営代表者会議が選定する【**第三条第一項**】こと並びにルート運営代表者会議が道路管理者及び当該秀逸な道が存する地域が属する市町村に協議すること【**第三条第二項**】を制度化することにより、地域意見の確実な反映及び地域の関係機関との円滑な連携体制の確立を企図

対象

各ルート内の国道に加えて**道道・市町村道**を選定することも可能

- 道路管理者の別に拘わらず、各ルート内には「道路そのものが観光資源となることにふさわしい魅力ある道路景観」が存在することから、当該区間を管理する道路管理者と協議することで道路管理者との連携を確認したうえで道道・市町村道を選定【**第三条第二項**】【**国道に限定する記述無し**】
- 道道・市町村道の場合、国道に比して、日常的には地域外の利用者が少ない区間もあることが想定されるため、選定にあたっては、当該区間が地域住民等にとって観光資源となることにふさわしい区間であるのかについて、慎重に認識共有を行うことが必要【**第三条第二項**】
- 道路管理者が異なる区間であっても、景観の連続性等の観点で検討したうえで1の区間とすることも考えられる【**1の道路管理者に限定する記述無し**】

区間設定の考え方2／2(案)



Scenic Byway HOKKAIDO

延長

各区間の**景観の連続性等を踏まえ適切に設定**(概ね20km以内)

○各区間の特性に応じて適切な延長は異なると考えられるものの、試行の実施状況を踏まえて、上限を概ね20kmとする。

【第三条第五項】

区間数

各ルート**原則2ルートまで**選定(新たに「**選定候補区間**」を制度化して選定候補区間を含めて2ルートまで)※【第三条第六項】

○「秀逸な道」のブランドイメージの形成・維持及び重点的な景観保全の取組の継続性に鑑み、区間数には上限を設定すべき

※エリアごとに運営活動計画を作成している場合は3ルートまで選定することができることとする

○現在は「観光資源となることにふさわしい魅力ある道路景観」とまでは言えないものの、重点的な景観保全に取り組むことにより、「秀逸な道」を目指す区間を選定候補区間とすることができることとする(選定候補区間は必須としない)

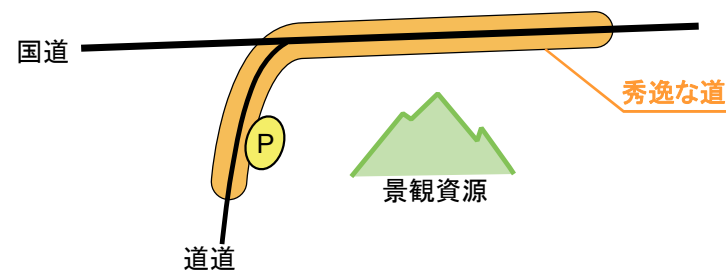
【第三条第一項】【第三条第四項第二号イ～ロ】

【参考】区間設定の考え方



Scenic Byway HOKKAIDO

想定される道路管理者が異なる区間の選定例

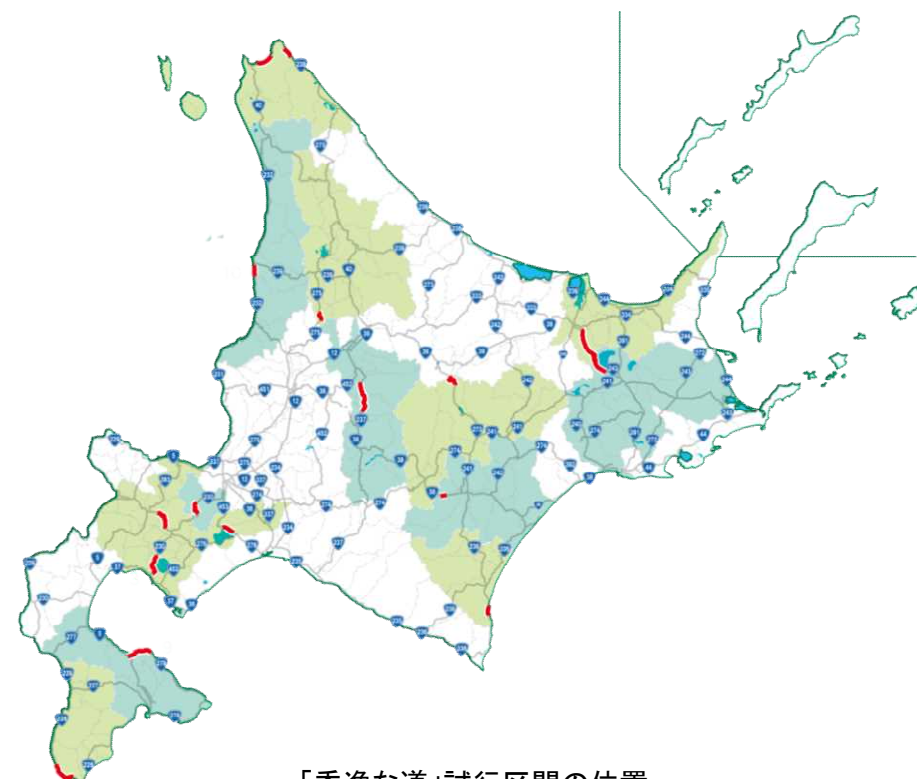


道路管理者間の連携区間の例

試行区間の設定状況

「秀逸な道」試行区間の延長

地域	ルート名	路線	延長(km)
道央/道南 地域	No. 1 支笏洞爺ニセコルート ウェルカム北海道エリア	R453	7.0
	No. 2 支笏洞爺ニセコルート ニセコ羊蹄エリア	R276	6.0
	No. 3 支笏洞爺ニセコルート 洞爺湖エリア	R230	13.7
	No. 9 函館・大沼・噴火湾ルート	R278	10.0
	No.14 札幌シーニックバイウェイ 藻岩山麓・定山溪ルート	R230	5.0
	No.15 どうなん・追分シーニックバイウェイルート	R228	9.5
道北地域	No. 4 大雪・富良野ルート	R237	11.9
	No. 6 宗谷シーニックバイウェイ (豊岩)	R238	5.0
	No. 7 宗谷シーニックバイウェイ (声間)	R238	9.0
	No.16 天塩川シーニックバイウェイ	R275	2.8
	No.10 萌える天北オロロンルート	R232	5.6
道東地域	No. 5 東オホーツクシーニックバイウェイ	R243	16.6
	No. 8 釧路湿原・阿寒・摩周シーニックバイウェイ	R243	19.0
	No.11 十勝シーニックバイウェイ 十勝平野山麓ルート	R273	10.0
	No.12 十勝シーニックバイウェイ トカプチ雄大空間	R38	10.0
	No.13 十勝シーニックバイウェイ 南十勝夢街道	R336	7.0
			148.1



「秀逸な道」試行区間の位置

選定区間について取組内容を再整理のうえ地域と道路管理者の協働により取組を推進

試行の評価

- 利用者アンケートでは今回試行のいずれの方策も半数以上が「景観が良くなる」又は「景観が少し良くなる」と回答しており、特に電線・電柱の见えない化、駐車帯・シーニックデッキの整備・改善、舗装の補修及びゴミ拾いへの期待が大きいことを把握
- 地域の関係者からは役割を終えた路附属物等の集約、撤去により景観が改善しているという実感の声寄せられた一方、試行では計画したが実施に至っていない取組や地域と道路管理者が協働でさらに検討を進めるべき点も存在



道路管理者

- 役割を終えた道路附属物の集約・撤去（安全面を適切に考慮）、舗装・区画線の補修等について、必要性等を点検しつつ、取組区間の重点的な景観保全を推進
- 利用者ニーズの大きい電線・電柱の见えない化について、景観改善が進むよう電線管理者との検討を推進
- 同じく利用者ニーズが大きい駐車帯は、秀逸な道の拠点として利用者が景観を安全に楽しむために重要であることから、ビューポイント駐車場の整備を推進
- 「電線・電柱の见えない化」、「ビューポイント駐車場」については、地域と連携して、実施可能な候補箇所の選定や整備・改善後の活用方策等について検討

地域

（シーニックバイウェイ活動団体）

- 清掃・花植え等の美化活動を選定区間において重点的に推進
- 地域の特性を踏まえて、駐車帯の活用等の「秀逸な道」の機能を発揮する取組等を推進

道路利用者・地域の活動団体ともに期待が大きい札幌圏からの誘客や道の駅等を拠点とした立ち寄り促進を推進するとともに、デジタルメディアの活用等による認知度の向上も重要

試行の評価

- 利用者アンケートで「秀逸な道」の認知度は約34%。道の駅へ設置を試行したポスターを見ることで「行きたくなると思う」が約8割、さらにQRコードを活用した位置情報の提供は「有効」が約7割と高評価。また、旅行の際に参考にするメディアはTV、WEBサイト、情報誌が多い。
- 地域の関係者からは道央圏でのPRイベント、道の駅スタンプラリーとの連携、道の駅等でのポスター・チラシ設置への期待を把握

道路管理者

- 道路管理者の特性を踏まえた情報発信の実施
- 人的ネットワークを活かした地域における「シーニックバイウェイ北海道」及び「秀逸な道」の認知度の向上及び理解の増進

地域（シーニックバイウェイ活動団体）

- 独自の情報発信手法等の地域の特性を踏まえた重点的な情報発信の実施
- 特有のコンセプトやストーリー等の検討・整理や周辺の観光資源と連携したドライブルートとしてのパッケージ化等の観光資源としての磨き上げ
- 他の観光資源との連携の機会や人的ネットワークを活かした地域における「シーニックバイウェイ北海道」及び「秀逸な道」の取組の認知度の向上及び理解の増進

シーニックバイウェイ推進協議会

- 試行結果を踏まえて、国内外の北海道に関心がある方などを対象に情報発信することにより、「シーニックバイウェイ北海道」及び各「秀逸な道」の認知度の向上及び訪問意欲（「行ってみたい」）の醸成を推進（「秀逸な道」の位置をわかりやすく伝えることも検討）
- 他機関が運用するプラットフォームへの観光資源としての追加等により、幅広く情報発信するとともに、各区間の景観等に係る口コミによる利用者評価の情報収集についても検討
- 本格運用開始に合わせ、北海道開発局ホームページで「秀逸な道」の制度・取組を紹介することで本取組の理解増進を推進

各ルートのシーニックバイウェイの取組全体と合わせて既存の制度の中で(付加して)
進捗管理及び**点検**を効率的・効果的に実施

毎年度の 進捗管理

実施要綱第20条の「ルート運営状況の報告」と合わせて、各ルートが区間選定時に作成した取組方針について、当該年度の取組実績と次年度の取組計画を推進協議会に報告
【第五条第一項】【第四条第一項】



各ルートの重点的な景観保全及び情報発信の取組について、当該年度の取組実績及び次年度の取組計画を提出(試行時の景観改善の進捗管理に加えて、シーニックバイウェイ内外の地域の観光情報発信等の取組と連携した取組についても記載)次年度の取組計画を提出する際には事前に道路管理者の同意を得る。【第四条第二項】

＜参考＞シーニックバイウェイ北海道実施要綱
(ルート運営状況の報告等)

第二十条 ルート運営代表者会議は、毎年、ルート運営活動計画の推進状況について推進協議会に報告するものとする。

2 前項の報告には、次の各号に掲げる事項を含むものとする。

- 一 ルート運営活動計画の進捗状況
- 二 活動団体の活動状況及び課題
- 三 ルート運営活動計画の推進体制の状況及び課題

5年を目安にした 点検

実施要綱第21条の「ルート運営活動の点検」と合わせて、5年を目安に、ルート審査委員会による視察、意見交換、自主的な点検・改善を実施【第六条第一項】



ルート審査委員会によるルート視察等を活用して自主的な点検・改善を実施し、当該ルートの取組の成果を自らが確認するとともに、改善点を明らかにすることで、取組方針全体を見直し、次の5年の活動につなげる

＜参考＞シーニックバイウェイ北海道実施要綱
(ルート運営活動の点検)

第二十一条 地域の活動団体等、代表者会議はルート運営活動計画に基づく活動を展開するとともに、社会情勢の変化等により地域がおかれている状況を勘案し、5年を目安に推進協議会及び有識者等によるルート視察、意見交換や自主的な点検・改善を行うものとする。

- 一 目指すべきルートの目標
- 二 ルートの活動状況
- 三 ルートの運営体制 等

実施の考え方④各ルートが作成する「取組方針」等の内容



Scenic Byway HOKKAIDO

各ルートにおいて区間選定時に**中期的な「取組方針」**を推進協議会に提出
毎年度末に実績と次年度の計画を推進協議会に報告

「取組方針」の記載事項

区間名(コンセプト)

例. 支笏湖ブルーに出逢う道

区間説明

例. 豊かな原生林に囲まれた神秘の湖と火山に出逢う美しい湖畔の道です。深く透明な湖に…

道路種別・位置・延長

例. 国道453号 千歳市幌美内国有林1166林班～千歳市幌美内国有林1174林班 約7.0km

取組内容

○中期的な計画(5年を目安)

※重点的な景観保全及び情報発信の取組方針

毎年度の実績と次年度の計画

○重点的な景観保全及び情報発信の取組の実績と計画

※ 区間として、現に道路そのものが観光資源になることにふさわしい魅力ある道路景観を有する区間を選定しているものの、当該区間がさらに魅力的に、かつ、道路利用者が楽しめるものになるよう、道路管理者及び地域活動団体等が連携して、取組内容を検討すべき

※ 情報発信の取組については、前述のとおり、「秀逸な道」の認知度の向上のみならず、地域の行政、観光関係団体等と連携して、「秀逸な道」を地域の貴重な観光資源の1つと捉えた活用を内容に含むことを検討すべき

シーニックバイウェイ北海道実施要綱

平成 28 年 8 月 4 日
シーニックバイウェイ
北海道推進協議会決定

目次

- 第一章 総則（第一条－第二条）
- 第二章 シーニックバイウェイ北海道推進協議会（第三条－第十六条）
- 第三章 シーニックバイウェイ北海道推進基本方針（第十七条）
- 第四章 シーニックバイウェイルート指定等（第十八条－第二十六条）
- 第五章 協力団体及び機関（第二十七条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この要綱は、北海道固有の景観、自然、歴史、文化、レクリエーション資源等地域資源を最大限活用し、競争力のある美しく個性的な北海道を実現することを目的として、地域発案の下、地域住民等と行政が連携し、地域資源の保全、改善等による美しい景観づくり、活力ある地域づくり及び魅力ある観光空間づくりを行うシーニックバイウェイ北海道の推進に関し必要な事項を定めるものである。

（定義）

第二条 この要綱において「地域住民等」とは、北海道内の任意の地域の住民及び当該地域において活動する民間の団体をいう。

2 この要綱において「ルート運営代表者会議」とは、次項に規定する活動団体の代表者により構成される会議をいう。

3 この要綱において「活動団体」とは、北海道内の任意の地域において景観その他の地域資源の保全、改善等に資する活動を行う民間の団体（特定の政治的及び宗教的信条に基づく活動を行う団体並びに暴力団その他の反社会的活動を行う団体を除く。）であって、当該地域の住民が主体となって構成するものをいう。

第二章 シーニックバイウェイ北海道推進協議会

(設置)

第三条 シーニックバイウェイ北海道に関する取組を円滑かつ効果的に推進するため、シーニックバイウェイ北海道推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(構成)

第四条 推進協議会は、別表 1 に掲げる団体及び機関の長（以下「推進協議会構成員」という。）をもって構成する。

2 推進連絡会は、別表 2 に掲げる団体及び機関（以下「推進連絡会構成員」という。）をもって構成する。

(会務)

第五条 推進協議会は、シーニックバイウェイ北海道制度（この要綱の第三章及び第四章に規定されたものをいう。以下同じ。）の推進その他シーニックバイウェイ北海道に関する取組の企画及び立案並びに推進を行うものとする。

(会長)

第六条 推進協議会に会長を置く。

2 会長は、推進協議会構成員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総括し、推進協議会を代表する。

(副会長)

第七条 推進協議会に副会長一名乃至複数名を置く。

2 副会長は、会長が任命する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(推進協議会の運営)

第八条 推進協議会は、必要に応じ会長が招集し開催するものとする。

(運営会議)

第九条 推進協議会に運営会議を置く。

2 運営会議は、推進協議会構成員がそれぞれの団体又は機関の中から任命した者をもって構成する。

3 運営会議は、必要に応じて、推進協議会支援機関及び有識者等に、参加を要

請することができるものとする。

- 4 運営会議は、北海道におけるシーニックバイウェイの取組を推進するため、各ルートの活動計画に関して、構成機関の制度など必要な助言、構成機関及び支援機関によるルート活動への支援等の調整を行うものとする。
- 5 本条に定めるもののほか、運営会議の運営に関し必要な事項は運営会議により定める。

(運営会議の運営)

第十条 運営会議は、必要に応じ運営会議事務局が招集し開催するものとする。

(ルート審査委員会)

第十一条 推進協議会に、ルート審査委員会を置く。

- 2 ルート審査委員会は、会長が任命する学識経験者等複数名をもって構成する。
- 3 ルート審査委員会は、推進協議会の求めに応じてシーニックバイウェイ北海道の推進に関する事項を調査審議するものとする。
- 4 前項に規定する事務のほか、ルート審査委員会は、必要に応じ、推進協議会に対して、シーニックバイウェイ北海道の推進に関する意見を提出することができるものとする。
- 5 推進協議会は、前項の意見の提出があったときには、これに配慮するよう努めるものとする。

(委員長)

第十二条 ルート審査委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総括し、ルート審査委員会を代表する。

(委員長への委任)

第十三条 前二条に定めるもののほか、ルート審査委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

(アドバイザー)

第十四条 推進協議会にアドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、求めに応じ、北海道におけるシーニックバイウェイの取組の推進について意見を述べるることができるものとする。
- 3 アドバイザーは、会長が任命する。

(事務局)

第十五条 推進協議会及び運営会議の事務局は、国土交通省北海道開発局に置く。

(会長への委任)

第十六条 第三条から前条までに定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

第三章 シーニックバイウェイ北海道推進基本方針

第十七条 推進協議会は、シーニックバイウェイ北海道に関する取組の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針（以下「シーニックバイウェイ北海道推進基本方針」という。）を策定するものとする。

2 推進協議会は、情勢の推移により必要が生じたときは、シーニックバイウェイ北海道推進基本方針を変更するもの

とする。

3 推進協議会は、第一項の規定による策定又は前項の規定による変更をした場合には、遅滞なく、シーニックバイウェイ北海道推進基本方針を公表するものとする。

第四章 シーニックバイウェイルート指定等

(シーニックバイウェイルート指定)

第十八条 推進協議会は、活動団体が景観その他の地域資源の保全、改善等に資する活動を主体的に行う地理的範囲であって、その中心となる道路並びに当該道路の利用者の視野の範囲とみなされる区域及びその周辺区域（以下「ルート」という。）を、ルート運営代表者会議の提案に基づき、シーニックバイウェイルートとして指定するものとする。

2 前項の規定により指定されたルートの名称は、次項第二号に基づきルート運営代表者会議から提出された愛称のうちから選ばれるものとする。

3 ルート運営代表者会議は、第一項の規定によりルート指定の提案を行おうとするときは、指定の提案をしようとするルートに係る次の各号に掲げる事項を記載した計画（以下「ルート運営活動計画」という。）を提出するものとする。

一 当該ルートの地理的範囲に関する事項

二 当該ルートの愛称に関する事項

- 三 当該ルートの特性と課題に関する事項
 - 四 当該ルートにおける活動団体が行う活動の現状に関する事項
 - 五 当該ルートの目標及び基本方針に関する事項
 - 六 当該ルートにおいて活動団体がこれから行おうとする活動に関する事項
 - 七 当該ルートの運営・組織体制に関する事項
 - 八 当該ルートの活動団体の参加に関する事項
- 4 ルート運営代表者会議は、前項の規定により作成したルート運営活動計画を推進協議会に提出しようとするときは、指定の提案をしようとするルートの区域を管轄する市町村の長の意見を添えるものとする。
- 5 推進協議会は、第一項の指定をしようとするときは、あらかじめ、ルート審査委員会の意見を聴かなければならない。
- 6 ルート審査委員会は、前項の意見を求められた場合において、提案されたルートが次の各号に掲げる要件に照らしてシーニックバイウエールートとして指定を受けることが適当と認められるときは、指定の推薦をするものとする。
- 一 当該ルートが優れた景観資源（潜在的資源を含む。）を有し、かつ、当該ルートにおける景観以外の地域資源のうち自然資源、歴史資源、文化資源又はレクリエーション資源のいずれかひとつ（潜在的資源を含む。）について優位性が認められること
 - 二 提出されたルート運営活動計画を活動団体が主導的に推進しようとしていること
 - 三 地域住民等と行政が一体となって景観をはじめとする地域の魅力向上に取り組んでいくことができること
 - 四 ルート運営活動計画の推進を通じ、当該ルートにおける景観の質の向上、当該ルートのブランド化及び当該ルートが存在する地域の活性化が見込まれること
- 7 推進協議会は、第一項に基づく指定をしたときは、その旨を公表するものとする。

（ルート運営行政連絡会議）

第十九条 別表に掲げられている行政団体及び機関のうち、前条第一項の規定によりシーニックバイウエールートとして指定された地理的範囲を管轄する出先機関を有するものは、当該ルートに係るルート運営活動計画の推進を支援することを目的として当該出先機関により構成される連絡会議（以下「ルート運営行政連絡会議」という。）を設置するものとする。

- 2 前項の出先機関は、関係市町村（前条第一項の規定によりシーニックバイウ

エイルートとして指定された地理的範囲を管轄する市町村をいう。以下同じ。) に対し、ルート運営行政連絡会議への参加を要請するものとする。

- 3 推進協議会構成員は、関係市町村への呼びかけその他第一項に基づくルート運営行政連絡会議の設置に必要な協力を行うものとする。
- 4 ルート運営行政連絡会議には、第一項の出先機関及び関係市町村以外の団体等が参加することができるものとする。
- 5 ルート運営行政連絡会議の構成団体及び機関は、それぞれの立場から連携してルート運営活動計画の推進に資する取組を実施するものとする。
- 6 ルート運営行政連絡会議は、ルートからの協力要請、課題等を事前に共有し、各機関において支援メニューの事前検討、議題に応じた会議参加者の調整を行うなど、ルート運営に関わる意見交換、協力要請等が十分に行われる会議運営を行うものとする。

(ルート運営状況の報告等)

第二十条 ルート運営代表者会議は、毎年、ルート運営活動計画の推進状況について推進協議会に報告するものとする。

- 2 前項の報告には、次の各号に掲げる事項を含むものとする。
 - 一 ルート運営活動計画の進捗状況
 - 二 活動団体の活動状況及び課題
 - 三 ルート運営活動計画の推進体制の状況及び課題
- 3 ルート運営代表者会議は、次年度の活動計画（案）について、ルートの企画運営に携わる活動団体等による会議において作成し、前年度10月迄に推進協議会の求めに応じて提出できるものとする。
- 4 ルート運営行政連絡会議は、毎年、当該連絡会議の構成団体及び機関が行うルート運営活動計画の推進に資する取組の状況及び課題について推進協議会に報告するものとする。
- 5 推進協議会は、第一項及び前項の報告を受けたときは、必要に応じ、ルート運営代表者会議及びルート運営行政連絡会議に対し、ルート運営（活動団体が行うルート運営活動計画の推進に関する取組並びにルート運営行政連絡会議の構成団体及び機関が行うルート運営活動計画の推進に資する取組をいう。以下同じ。）の改善等に関する助言を行うことができるものとする。
- 6 推進協議会は、前項の助言をするときは、あらかじめルート審査委員会の意見を聴くものとする。
- 7 ルート審査委員会は、前項の意見を求められたときは、必要に応じ、当該ルート運営代表者会議又はルート運営行政連絡会議に対し資料の提出を求めるこ

とができるとともに、自ら調査を行うことができるものとする。

8 推進協議会は、第一項及び第四項の報告を受けたとき並びに第五項の助言を行うときには、その内容を公表するものとする。

9 推進協議会は、第一項及び第四項の報告があったルートについて、必要に応じ、ルート運営行政連絡会議に参加していない行政機関等への連携の働きかけ等の支援措置を講ずることができるものとする。

(ルート運営活動の点検)

第二十一条 地域の活動団体等、代表者会議はルート運営活動計画に基づく活動を展開するとともに、社会情勢の変化等により地域がおかれている状況を勘案し、5年を目安に推進協議会及び有識者等によるルート視察、意見交換や自主的な点検・改善を行うものとする。

- 一 目指すべきルートの目標
- 二 ルートの活動状況
- 三 ルートの運営体制 等

(ルート運営活動計画の変更)

第二十二条 ルート運営代表者会議は、ルート運営活動計画を変更したときは、遅滞なく推進協議会に届け出るものとする。

2 推進協議会は、前項の届出があったときにおいて、ルート運営活動計画の変更の内容が第十八条第一項に基づき行われた当該ルートのシーニックバイウェイルートとしての指定の判断に影響を与えるものと認められる場合は、改めてシーニックバイウェイルートとしての指定を行うものとする。

3 推進協議会は、前項の指定をしようとするときは、あらかじめ、ルート審査委員会の意見を聴かなければならない。

4 推進協議会は、第二項の指定をしようとするときは、必要に応じて関係市町村の長に意見を求めるものとする。

5 推進協議会は、第二項に基づく指定をしたときは、その旨を公表するものとする。

(ルート指定の取消)

第二十三条 推進協議会は、第二十条第五項または第二十一条第二項に基づきルート運営の改善に関する助言を繰り返し行ったルートにおいて、その後十分な改善が行われていないと認められるときには、当該ルートの指定を取り消すことができる。

- 2 推進協議会は、前項の取消を行うときは、あらかじめルート審査委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 推進協議会は、第一項の取消を行った場合には、その旨を公表しなければならない。

第二十四条 推進協議会は、第二十二条第一項の規定により届出のあったルート運営活動計画の変更の内容が、第十八条第一項に基づき行われた当該ルートのシーニックバイウェイルートとしての指定の判断に影響を与えるものであり、かつ、第二十二条第二項に基づく指定を行うことが適当でないと認められる場合は、当該変更を届け出たルート運営代表者会議に対して、当該変更についての再検討を要請するものとする。

- 2 前項の要請を受けたルート運営代表者会議は、推進協議会に対して再検討の結果を報告するものとする。
- 3 推進協議会は、前項の報告がない場合又は前項の報告の内容が依然として第十八条第一項に基づき行われた当該ルートのシーニックバイウェイルートとしての指定の判断に影響を与えるものであり、かつ、第二十一条第二項に基づく指定を行うことが適当でないと認められる場合は、当該ルートの指定を取り消すことができる。
- 4 推進協議会は、第一項の要請及び前項の取消を行うときは、あらかじめルート審査委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 推進協議会は、第三項の取消を行った場合には、その旨を公表しなければならない。

第二十五条 ルート運営代表者会議は、ルート運営活動計画を取り下げるときは、遅滞なく推進協議会に届けるものとする。

- 2 推進協議会は、第一項の届出があったときにおいて、当該ルートの指定を取り消すことができる。
- 3 推進協議会は、第二項の指定の取り消しをしようとするときは、必要に応じて関係市町村の長に意見を求めるものとする。
- 4 推進協議会は、第二項に基づく指定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

(要綱の見直し)

第二十六条 推進協議会は、シーニックバイウェイ北海道の円滑かつ効果的な推進を図るため、指定されたルートにおけるルート運営を通じて得られた課題等を踏まえ、必要に応じてこの要綱の規定の見直しを行うものとする。

第五章 協力団体及び機関

(協力団体及び機関)

第二十七条 シーニックバイウェイ北海道の推進に際し、広報等の間接的な協力が得られる団体及び機関を協力団体及び機関として位置付ける。

2 協力団体及び機関の位置付は推進協議会事務局において受付け推進協議会への報告をもって定めるものとする。

附則

(施行日)

第一条 この要綱は、平成28年8月4日に施行する。

平成30年11月5日改定

別表 1（第四条第 1 項関係）

北海道商工会議所連合会
北海道経済連合会
北海道商工会連合会
北海道観光振興機構
日本観光振興協会北海道支部
日本旅行業協会北海道支部
日本自動車連盟北海道本部
北海道
林野庁北海道森林管理局
経済産業省北海道経済産業局
環境省北海道地方環境事務所
国土交通省北海道運輸局
東日本高速道路株式会社北海道支社
国土交通省北海道開発局

別表 2（第二十七条第 3 項関係）

北海道農業協同組合中央会
北海道林業協会
北海道市長会
北海道町村会